



第 4 回原子力委員会  
資料第 1 - 1 号

14 諸文科科第 3396 号  
平成 15 年 1 月 29 日

原子力委員会委員長 殿

文部科学大臣



日本原子力研究所東海研究所の原子炉の設置変更  
[NSRR 原子炉施設の変更]について (諮問)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第 26 条第 1 項の規定に基づき、日本原子力研究所 理事長 齋藤 伸三から平成 14 年 10 月 18 日付け 14 原研 05 第 149 号をもって、別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第 26 条第 4 項において準用する法第 24 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準に適合しているものと認められるので、法第 26 条第 4 項において準用する法第 24 条第 2 項の規定に基づき、当該基準の適用について貴委員会の意見を求める。



(別紙)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

1. 法第24条第1項第1号（平和利用）

本申請に係る変更は、①高温高压条件下、照射済酸化ウラン燃料実験及び照射済プルトニウム-ウラン混合酸化物燃料実験を実施するため、照射カプセルのうち高压水カプセルの構造を変更すること、②発電用軽水型原子炉施設に用いられる混合酸化物燃料に対応するため、NSRRの試験燃料のうち、プルトニウム-ウラン混合酸化物燃料中のPuO<sub>2</sub>の重量割合を最大12.8%に変更すること、③照射カプセルのうち、流動水カプセルを廃止すること及び④燃料貯蔵庫の燃料要素貯蔵能力の削減を行うものである。これによって原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないと認められる。

2. 法第24条第1項第2号（計画的遂行）

本申請に係る変更は、上記1. に示すとおりであり、当該変更の許可をすることによって、我が国の原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないものと認められる。

3. 法第24条第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本申請に係る変更に必要なとされる資金は、申請者が日本原子力研究所研究費補助金及び電源開発促進対策特別会計法に基づき経済産業省と契約する受託費をもって充当する計画としている。従って、申請者には、本申請に係る変更を実施するために必要な経理的基礎があるものと認められる。